

飲食店等における受動喫煙防止対策の現状調査票

施設名：_____ 施設所在地：盛岡市
 電話番号：_____ 氏名(役職等)：_____ ()

令和6年7月1日時点での状況についてお伺いします（貴所の管理が及ぶ範囲内での回答で構いません）

問1 屋内の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに ☒ を付けてください。

- ☐ 屋内は禁煙である。
- ☐ 屋内に喫煙室があり、喫煙室は厚生労働省が定めた技術的基準※1に適合している。
- ☐ 既存特定飲食提供施設※2に該当し、「喫煙可能室(店)」として屋内喫煙可としている。
- ☐ 屋内の一部に喫煙室があり、店舗の入口と喫煙室の入口のそれぞれに必要事項を示した標識※3を掲出している（店舗全体が喫煙できる場所の場合は、店舗入口のみの掲出で可。）
- ☐ 喫煙室には喫煙以外の目的も含め20歳未満の者は立入禁止（従業員も含む）※3にしている。
- ☐ 喫煙する場所の提供を主たる目的とする「喫煙目的施設」である（シガーバーなど）
- ☐ その他 ()

※1 喫煙室の技術的基準（以下の条件①～③すべてを満たす必要がある）

- 条件① 出入口も室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- 条件② たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- 条件③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※2 既存特定飲食提供施設（以下の条件①～③すべてを満たす飲食店）

- 条件① 2020年4月1日時点で営業している店
- 条件② 資本金または出資総額5,000万円以下
- 条件③ 客席面積が100㎡以下

※3 必要事項を示した標識

- ・喫煙することができる場所がある旨を示すこと
- ・当該場所への20歳未満の立入を禁止している旨を示すこと



問2 屋外の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに ☒ を付けてください。

- ☐ 屋外に喫煙場所はない（敷地内禁煙）
- ☐ 屋外は喫煙可としているが、灰皿は設置していない。
- ☐ 屋外に灰皿を設置しており、営業時間外は屋内に片づけている。
- ☐ 喫煙場所は、人が多く集まる場所や歩行者が通る場所から離れている。
- ☐ 喫煙場所は、建物内にたばこの煙が入らない場所にある。
- ☐ その他 ()

問3 受動喫煙を減らすための取組として必要だと思うものすべてに ☒ を付けてください。

- ☐ 喫煙者を減らす取組(禁煙補助薬配布・禁煙外来医療費助成) ☐ 喫煙場所を減らす取組
- ☐ 分煙環境整備に係る費用の助成 ☐ 公衆喫煙所の整備 ☐ 学校や企業への健康教育
- ☐ 公共性の高い場所での喫煙に制限を設ける（路上喫煙禁止区域の指定、歩きたばこ禁止など）
- ☐ SNSを活用した周知啓発 ☐ その他 ()

問4 受動喫煙防止対策に関することで御意見があればお聞かせ下さい。

令和6年8月30日（金）までに御回答くださいますようお願い申し上げます。



【オンライン回答】

スマホで読み込み
かんたん回答♪

【ファクス】

保健所健康増進課あて
019-654-5665

【郵送】

020-0884 盛岡市神明町3-29
保健所健康増進課あて